千葉県アレルギー疾患対策推進計画 進捗状況管理表

資料1-2

※下線部は(拠点病院事業)

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	令和4年度の取組	令和5年度の実施計画	関連数値目標の項目
1-1	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	1アレルギー疾患を有する者。家族に対する アレルギー疾患に関す る適切な情報の提供		疾病対策課 健康づくり支援課 児童家庭課	ギー疾患の説明、治療及び対処方法の説明等を紹介していきます。また、アレルギー疾患を有する者の自己管理の向上に資する、各種の学会等の学術団体の公式ホームページや、公的機関のホームページなどを紹介していきます。 【疾病対策課】 ③ アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、研修会の開催をとおして、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対するアレル	る専門の医師及び看護師等による相談の継続。(R4年度相談件数:187件 R3年度:215件) ② 県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。 ③ 拠点病院事業(委託)として市民公開講座をWEBにて開催。また、「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー疾患に関する最新の幅広い情報を掲載する他、アレルギーを学べる動画のリンク集を作成した。 ③ 患者及びその家族等を対象に、地域のニーズに応じて病態栄養教室を開催し、食物アレルギーに関する情報提供を行った。 ④ 市町村保健センター等で実施する乳幼児健診等の母子保健事業で適切な情報提供ができるようにするため、国から無償配布される啓発物資を配布し、必要な情報提供を行った。 その他 拠点病院事業としてピアサポートによる	ター」における専門の医師及び看護師等による相談を実施。(今年度6月末時点相談件数:37件前年度同期:43件) ② 引き続き、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。 ③ 引き続き拠点病院事業(委託)として市民公開講座をWEBにて開催予定。また、「アレルギー疾患情報サイト」において最新の情報を提供していく。 ③ 食物アレルギーをテーマとした研修会を、地域のニーズに応じて開催予定。 ④ 引き続き、市町村へアレルギーに関する情報提供を行う。 その他 引き続き、拠点病院事業としてピアサポートによる電話相談を実施。	〇千葉県アレルギー相談センター
1-2-(1)	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	2生活環境の改善	/ (1)大気汚染の防止	大気保全課	安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気を保全し、化学物質による汚染を防止するため、工場・事業場等に対する汚染物質の排出削減指導、自動車排出ガス対策の推進、大気環境等の監視、大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等の推進に努めていきます。【大気保全課】	自動車排出ガス対策として、事業者への立入 検査や路上における指導を実施した。 県民向けに化学物質に関するセミナーを開催	引き続き、工場・事業場に立入検査を実施。 引き続き、自動車排出ガス対策として、事業者 への立入検査や路上において指導を実施。 県民向けに化学物質に関するセミナーを開催 するとともに、農薬に係るリーフレットを配布予 定。	
1-2-(2)	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	2生活環境の改善	(2)森林の適切な整備	森林課	花粉飛散の軽減に資するため、スギ・ヒノキ等の花粉飛散を抑制するための技術開発に取り組むとともに、花粉対策品種への植替え等の森林整備を行っていきます。【森林課】		けた取組み及び花粉対策品種への植替え等の	
1-2-(3)	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	2生活環境の改善	(3)受動喫煙の防止	健康づくり支援課	受動喫煙の健康被害について県民へ啓発を行うともに、改正された健康増進法に基づき望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設の原則屋内禁煙の徹底を図ります。また、県民や事業者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより法の周知とその対応を図ります。なお、禁煙治療を行っている医療機関の情報を積極的に発信する等、喫煙者の禁煙を支援します。【健康づくり支援課】	煙防止キャンペーンの実施(啓発物の配付)、 禁煙治療を行っている医療機関の情報のホー	引き続き、各種キャンペーンの実施やリーフ レット等の活用により、受動喫煙防止について 啓発を実施し、禁煙治療を行っている医療機関 の情報をホームページに掲載する。	○受動喫煙の機会を有する者の割合の減少

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	令和4年度の取組	令和5年度の実施計画	関連数値目標の項目
1-2-(4)	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	2生活環境の改善	(4)アレルギー物質を 含む食品に関する表示 の充実	衛生指導課	県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の 検査を含む食品検査の充実を図るとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適 正な表示を指導します。 また、県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストッ プサービスでわかりやすく説明し、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適 正な食品表示について普及・啓発を図ります。【衛生指導 課】	施。 食品を製造・販売する施設の監視を実施し、ア レルギー物質に関する適正な表示について指	いて、アレルギー物質の検査を実施するとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導する。また、「くるみ」のアレルゲン表示が義務化	
1-2-(5)	第1節 アレルギー疾患に関 する知識の普及、ア レルギー疾患の発 症・重症化予防	2生活環境の改善	(5)室内環境における アレルゲン対策	疾病対策課 衛生指導課	政法人環境再生保全機構が発行するパンフレットやウェブサイト等を通じ、情報提供の充実を図ります。【疾病対策課・	て、個別に日常生活における工夫点等について 助言を実施。	において、専門の医師及び看護師等による電話	
2-1-(1)	第2節 アレルギー疾患医療 提供体制の確保	1医療機関の整備等	(1)アレルギー疾患医 療拠点病院の整備	疾病対策課 学事課 児童家庭課 子育て支援課 障害福祉事業課 保健体育課(旧 学校 安全保健課)	ない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する 複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う「千葉県 アレルギー疾患医療拠点病院」(以下「拠点病院」という。) を整備します。 【疾病対策課】	(研修会)をWEB開催、オンデマンド配信を実施。周知にあたっては、関係各課が協力して行った。 ② 教育庁主催の養護教諭対象の研修に、拠点病院から講師としてPAE等を派遣いただき、	① 拠点病院設置(1か所)を継続する。 ② 引き続き、拠点病院事業(委託)として人材育成事業(研修会)をWEB開催し、通知文の発出の発出等は、関係各課が協力して行う。 ② 引き続き、教育庁主催の養護教諭対象の研修に、拠点病院から講師を派遣いただき、緊急時対応に関する研修を実施する。	「アレルギー疾患医療拠点病院」の 整備
2-1-(2)	第2節 アレルギー疾患医療 提供体制の確保	1医療機関の整備等	(2)アレルギー疾患診 療連携体制の整備	疾病対策課	アレルギー疾患に罹患する患者数に鑑み、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進して	回/年)し、アレルギー疾患医療提供(連携)体制の整備について協議した。 ② 拠点病院事業(委託)として、食物アレルギー診療連携ネットワーク会議(1回/年)、アレルギー疾患医療体制支援ネットワーク会議(1回/年)を開催し、かかりつけ医、地域基幹病院等と情報共有や課題について意見交換等を	① 引き続き、県が拠点病院と連携して、アレルギー疾患医療連絡協議会を開催(3回/年)する。拠点病院及び地域基幹病院と連携して、各かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していく。 ② 引き続き、拠点病院事業(委託)である食物アレルギー診療連携ネットワーク会議、アレルギー疾患医療連携体制ネットワーク会議等を通して、診療連携体制の構築を図る。	
2-2	第2節 アレルギー疾患医療 提供体制の確保	2 専門的な知識及び 技能を有する医師その 他の医療従事者の育成		疾病対策課	【疾病対策課】 ② アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技	び事者向け研修会をWEB及びオンデマンド配信を実施。 食物アレルギー診療連携ネットワーク形成を 目的とした会議を開催。	医師等医療従事者向け研修、及び食物アレル ギー診療ネットワーク形成を目的とした研究会 を開催予定。 引き続き、食物アレルギー診療に関する医師	病院・診療所を対象としたアレル ギー疾患に関する講習会への参加 機関数
2-3	第2節 アレルギー疾患医療 提供体制の確保	3 医療機関情報の提 供		疾病対策課 医療整備課	ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに 提供していきます。【疾病対策課・医療整備課】	分で、関係学会等の情報提供を実施。 <u>拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー専門医や専門的な資格を持つコメディカルスタッフの在籍状況や診療状況(食物アレ</u>	ギー疾患情報サイト」において、患者やその家族、医療従事者に対し情報提供を行う。 ちば医療なびにおいて、医療機関選択に必要な情報を提供する。なお、これまで各都道府県のシステムにより運用されてきた医療情報提供制度については、令和6年度より厚生労働省が管理する全国統一システムに移行して本格運用する予定であり、その運用準備を進める。(なお、実施主体は従来どおり都道府県である)	

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	令和4年度の取組	令和5年度の実施計画	関連数値目標の項目
3-1	第3節 アレルギー疾患を有 する者・家族の生活 の質の維持向上	1 アレルギー疾患に関 する相談等に携わる職 種の育成		疾病対策課	① 日頃アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、拠点病院と連携して研修会を開催していきます。【疾病対策課】 ② 国が開催する「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」や、アレルギー関連団体が主催する講習会等への参加による自己研鑽を促すため、各関係機関を通じて広く参加の呼びかけを行っていきます。【疾病対策課】	師、管理栄養士等を対象とした研修会をオンデマンド配信にて実施。 周知にあたっては、関係各課の協力を得た。 「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギーを学べる動画のリンク集を作成した。	をオンデマンド配信方式にて開催する。 ② 引き続き、「アレルギー相談員養成研修会」 や、関連団体等が行う研修会等について、関係 機関宛て周知を行う。	アレルギー疾患に関する相談等に 携わる職種への研修会開催
3-2	する者・家族の生活	2 教育・保育施設、学 特に対する取り は、学 もの向上		疾子学保安児障健衛 病育事健全童電が支 策接 東子 東接 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	け隔てなく生活を送ることができるよう、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」等のガイドラインを周知し体制整備を促進します。【子育て支援課・学事課・児童家庭課・障害福祉事業課】 ③ 学校においては、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づき、食物アレルギー対応方針やマニュアル等の策定・整備を行うとされていることから、各学校設置者(教育委員会等)、各学校及び各調理場による地域や学校の状況に応じた策定・整備に対して、適切な助言及び指導を行います。 ④ 食物アレルギー対応を行う児童生徒に関認識のもと、学校給食時のルールの決定や、児童生徒の誤食、症状問題時の緊急時について、具体的・確実に対応できる体制の整備をさらに進めていきます。 【学事課・保健体育課】 ⑤ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施施労・禁事課・保健体育課】 ⑤ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食を施設指導事業の巡回指導等の機会を活用し、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、助言を実施していきます。 【健康づくり支援課・衛生指導課・保健体育課】 ⑥ 職員等が、食物アレルギーに関する身近な日常生活上で起こりうる事故及びそれに至る可能性のあった事例を共有し、事故防止の必要性や重要性の認識を深めるため、研修会等を通して「食物アレルギーの誤食&ひやりはっと集」を広く周知していきます。【疾病対策課】	制整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会を、オンデマンド配信で実施。周知にあたっては、関係各課が協力して行った。また、養護教諭を対象に緊急時シミュレーション訓練の実施方法に関する研修を実施した。「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギーを学べる動画のリンク集を作成した。その他、食物アレルギーに関する施設職員を対象としたメール相談を実施した。 ①② 保育士等キャリアアップ研修の専門分をの研修において食育・アレルギー対応の研修において食育・アレルギー対応の研修において、保育所におけるアレルギーがの研修において、保育所におけるアレルギーがの研修において、保育所におけるアレルギーがより、関連者達支援及び放課後等デイサーブの関連者が表別であるガイドラインに関する研修を実施した。 ② 県ホームページ内にて「放課後児童クラブ解説書」を掲載。 ② 児童発達支援及び放課後等デイサーブの関連者が表別であるが、事業者に対して、関するが、関連者が表別であるが、関連者が表別であるが、表別であるが、表別である。 ③④「学校給食における食力が、表別での、場別である。	校、保育園、幼稚園等においてアレルギー疾患師等)を対象対象とした研修会をWEB配信方式にて開催する。なお、周知にあたっては、関係各課が協力して行う。 「アレルギー疾患情報サイト」において、関係者がアレルギー疾患情報サイト」において、関係者がアレルギー疾患に関する知識を深められるよう情報提供するとともに、施設職員を対象としたメール相談を実施する。 ① 引き続き、養護教諭の各種研修会で指導を行っていく。 ① 引き続き保育士等キャリアアップ研修の専門分野別研修において、保育・アレルギーのの研修を実施する。 ① 引き続き限育士等キャリアアップ研修の専門分野別研修において、保育・アレルギーののが修を実施する。 ② 引き続き限育士等キャリアアップ研修の対応の研修を実施する。 ② 引き続き限育士等をではるアレルギーのの対応ガイドラインに関する研修を実後報を見まる。 ② 引き続き県ホームページ内に「対する情報を見が対し、関連を引き、「学校給食においる、事業の開設によりを関するがイドライン(食物アレルギーに関する記載するガイドライン(食物アレルギーに関する記載するガイドライン(食物アレルギー対応を関連を通じて、関連を放射を関連を通じて、校内での研修の実施を依頼。(1回/年) ③ 引き続き、給食施設の監視を通じて、関係者に対する情報提供及び助言を行う。 ⑤ 引き続き、給食施設の監視を通じて、関係者に対する情報提供及び助言を行う。	○教育・保育施設等へのアレルギー疾患対策に係る研修会開催 ○提出された学校生活管理指導表に基づく個別の取組プランの作成状況 ○緊急時対応マニュアルの整備状況
3-3	ナッキー矢思で付	3 教育・保育施設、学 校等における緊急時対 応の確立		疾病対策課 子事課 学事課 保健課 安全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	① アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーを引き起こした際に適切に対応するため、職員のアレルギー疾患に関する知識の習得やエピペン®を正しく扱うことを目的とした実践的な研修を定期的に実施するとともに、適切な医療を受けることができるよう、保護者の同意を得た上で、学校生活管理指導表等の情報を地域の消防機関に対して事前に提供するといった医療や消防等の関係機関との連携を市町村関係課や教育委員会等に促していくことなどにより、緊急時対応の確立を進めていきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】 ② 施設が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、拠点病院と連携して、市町村関係課や教育委員会等に対し、医学的見地からの助言、支援を行っていきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課】	園、幼稚園、こども園等においてアレルギー疾 患体制整備に係る者(管理者、養護教諭、看護 師等)を対象とした研修会を、オンデマンド配信 で実施。周知にあたっては、関係各課が協力し て行った。 養護教諭を対象とした緊急時シミュレーション 訓練の実施方法に関する研修会を実施した。	①② 引き続き拠点病院事業(委託)として引き続き、学校、保育園、幼稚園、こども園等において緊急時対応の整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象に緊急時対応に関する研修会をWEB配信方式にて開催する。なお、周知については、関係各課が協力して行う。 ①引き続き、関係機関との情報共有、連携強化等に努める。	「エピペン®」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	令和4年度の取組	令和5年度の実施計画	関連数値目標の項目
3-4-(1)	第3節 アレルギー疾患を有 する者・家族の生活 の質の維持向上	4 災害時の対応	(1)災害時に備えた備 蓄等の推進	疾病対策課 防災対策課(旧 危機 管理課) 健康づくり支援課	① 一般災害者向けの食糧に加え、乳幼児、高齢者、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食糧について、備蓄や関係事業者との協定による調達により 確保を図ります。【防災対策課】 ② 食物アレルギー疾患患者等、個別対応が必要となる災害時要配慮者向けの食料について、平常時における対象者への食料備蓄の周知や、災害時には、関係機関・団体と連携し食料を確保し、必要な者へ提供できるよう対応を図ります。【防災対策課・健康づくり支援課・疾病対策課】	アレルギー疾患患者等への災害時要配慮者向け食料の供給体制の整備に努めた。 ② 災害時保健活動ガイドラインの様式集改訂版について確認することにより、食物アレルギー疾患患者等の要配慮者向けの食料供給支援要請について、健康福祉センターの管理栄養士と	備促進を図る。 ② (公社)千葉県栄養士会と連携し、災害時要配慮者向けの食料を用意する特殊栄養食品ステーションの設置及び市町村や健康福祉セン	
3-4-(2)	第3節 アレルギー疾患を有 する者・家族の生活 の質の維持向上	4 災害時の対応	(2)災害時に備えた啓 発の推進			備えたアレルギー対策」のリンク集を掲載。県ホームページにおいても関連情報を掲載。 市町村との会議等において「災害時における 避難所運営の手引き」を周知した。	町村等に対し必要な情報の周知を図る。	
4	第4節 アレルギー疾患に係 る調査・分析、研究等 の成果を活用したア レルギー疾患施策の 推進			疾病対策課	拠点病院が実施する、学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、本県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析をもとに、アレルギー疾患対策を推進していきます。【疾病対策課】	アに関する研究の論文をまとめ学会で発表し		アレルギー疾患の実情や対策に係 る調査の実施